

第二管区海上保安本部福利厚生部門職員の採用案内

第二管区海上保安本部では、職員のメンタルヘルス対策及び福利厚生業務等に関する各種調整及び事務を適確に行うため、有効な知識・技能を有する者を職員として採用します。

採用を希望される方は下記事項を確認のうえ、必要な手続きをお取りください。

1 事業所及び勤務先

事業所 第二管区海上保安本部

勤務先 宮城県塩釜市貞山通3-4-1

2 採用予定職種及び採用予定人員等並びに応募要件等

(1) 係長級の職員 1名

職 名：第二管区海上保安本部総務部厚生課健康安全対策官

職務内容：メンタルヘルスを含む精神保健等に関する専門的知識を活かし、第二管区海上保安本部総務部厚生課において、職員の精神衛生、保健衛生及び安全保持に関する対策の企画及び立案並びにカウンセリング対応の他、職員の福利厚生に関する各種事務（パソコンでの文書及びメール作成等）業務に従事する。

(2) 応募要件

- ・メンタルヘルス対策を含む職員の健康対策及び安全対策に熱意を有し、採用時において有効な産業カウンセラーの資格若しくはこれと同等又は以上の資格・知識・技能を有すること。
- ・メンタルヘルスのカウンセリング実務経験を3年以上有すること。
- ・採用日時時点で61歳未満の者。

(3) 応募方法

応募に際しては、下記書類を提出してください。

- ・産業カウンセラー資格登録会員証の写し、若しくはこれと同等又は以上の資格・知識・技能を有するものと認められる資格証明書等の写し
- ・履歴書
- ・職務経歴書（メンタルヘルスのカウンセリング実務経験が含まれたもの。）

※職務経歴書は、それぞれの職務内容を詳細に記載してください。

※個人情報採用試験のみに利用し、第三者に開示又は提供しません。

3 採用日

令和5年10月1日（日） ※採用日応相談

4 給与

基本給、超過勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与2回

※基本給は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に基づき学歴、経験年数等を勘案して決定されます。

5 勤務時間

1日につき7時間45分

(勤務時間は8時30分～17時15分、休憩時間12時～13時)

6 休暇等

土曜日、日曜日、祝日法による休日、年末年始の休日及び年次休暇等の休暇制度があります。

ただし、事案が発生した場合等には、平日以外でも勤務日になることがあります。

7 選考方法

提出書類(履歴書及び職務経歴書等)をもとに書類選考の後、通過者に作文試験及び面接試験を実施します。

(1) 作文試験：課題式の作文試験を行います。

(2) 面接試験：人物についての個別面接試験を行います。

8 日程等

応募締め切り：令和5年7月7日(金)(必着)

書類選考結果通知：令和5年7月14日(金)(郵送)

作文・面接試験：令和5年7月24(月)～同年7月28日(金)の間

選考結果通知：令和5年8月8日(火)(郵送)

9 書類提出先及び問合せ先

書類提出先：〒985-8507宮城県塩釜市貞山通3-4-1

第二管区海上保安本部総務部厚生課

問合せ先：TEL022-363-0111(内線2151)

第二管区海上保安本部総務部厚生課福利厚生対策官

10 備考

(1) 以下の者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2

年を経過しない者

- ・日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耕弱を原因とするもの以外）
- ・採用日に61歳に達している者

(2) 採用内定者には、各自が病院で実施した健康診断書を提出していただきます。健康診断の内容によっては、採用されない場合があります。

(3) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせには、一切応じかねますので、ご了承ください。